

特別養護老人ホーム「けやきの杜」  
(併設ショートステイ・併設介護予防ショートステイ)  
重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

当施設は介護保険の指定を受けています。  
ショートステイ（滋賀県指定 第 2570300901 号）  
介護予防ショートステイ（滋賀県指定 第 2570300901 号）

当施設はご利用者に対してショートステイサービスまたは介護予防ショートステイサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容について説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設	2
3.	居室の概要	2
4.	職員の配置状況	3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	3
6.	事故発生時の対応等について	5
7.	身体拘束廃止について	5
8.	サービスの利用に関する留意事項	6
9.	損害賠償について	6
10.	サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	6
11.	苦情の受付について	7

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 達真会
- (2) 法人所在地 滋賀県長浜市高月町柏原 1055 番地
- (3) 電話番号 0749-85-8383
- (4) 代表者氏名 理事長 田中正孝
- (5) 設立年月 平成 12 年 9 月 25 日

### 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護施設  
平成 19 年 4 月 1 日指定 滋賀県 2570300901 号  
指定介護予防短期入所生活介護施設  
平成 19 年 4 月 1 日指定 滋賀県 2570300901 号
- (2) 施設の目的 ショートステイは、介護保険法の趣旨に従い、要介護状態と認定された方に対し、利用前と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、契約者の意思及び人格を尊重し、契約者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、契約者の心身の機能維持ならびに契約者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。  
介護予防ショートステイは、介護保険法の趣旨に従い、要支援状態と認定された方に対し、利用前と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、契約者の意思及び人格を尊重し、契約者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、契約者の心身の機能維持回復を図り、もって契約者の生活機能の維持または向上を目指すことを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム けやきの杜
- (4) 施設の所在地 滋賀県長浜市高月町柏原 1055 番地
- (5) 電話番号 0749-85-8383
- (6) 施設長（管理者）氏名 谷口 靖幸
- (7) 当施設の運営方針 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の意思ならびに人格を尊重し「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (8) 開設年月 ショートステイ 平成 19 年 4 月 1 日  
介護予防ショートステイ 平成 19 年 4 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 長浜市（但し、余呉町菅並・摺墨・中河内地区、西浅井町菅浦地区を除く）とする。
- (10) 利用定員 ショートステイ 20人  
介護予防ショートステイ 20人

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

サービスの利用にあたり、当施設では2つのユニットがあり、居室は全て個室で、その他の部屋等は下記のとおりとなっております。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・施設の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室	全室個室・各室テレビ、タンス、洗面設備設置
共同生活室	各ユニット1室	
浴室	2箇所	個浴
	1箇所	介助機械浴
	1箇所	特殊機械室（特養兼用）
便所	10箇所	各ユニットに5箇所
医務室	1室	特養兼用

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対してショートステイサービス及び介護予防ショートステイサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人数	指定基準
施設長（管理者）	1名（特養と兼務）	1名
生活相談員	1名	1名
介護職員	7名以上	7名
看護職員	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名
医師	1名以上（特養と兼務）	必要数
栄養士	1名以上（特養と兼務）	1名

※1 看護職員は、機能訓練指導員および特別養護老人ホームの看護職員・機能訓練指導員を兼務しています。

※2 機能訓練指導員は、看護職員および特別養護老人ホームの看護職員・機能訓練指導員を兼務しています。

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金（別紙：利用料金表）

当施設では、ご利用者に対してショートステイサービス・介護予防ショートステイサービスを提供します。また、それぞれのサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

##### （1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（一定以上の所得がある方は、8割または7割となります。）が介護保険から給付されます。

##### ＜サービスの概要＞

###### ①居室の提供

###### ②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（ご利用者の希望により、変更は可能です。）  
（食事時間）・・・下記時間帯は目安とし、ご利用者の生活のリズムを考慮します。  
朝食：7:30～9:00 昼食：12:00～13:30 夕食：18:00～19:30

###### ③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

###### ④排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

###### ⑤送迎サービス

- ・送迎が必要な場合、ご自宅と施設間の送迎を行います。

###### ⑥健康管理

- ・ご利用者の健康管理を行います。

###### ⑦栄養管理

- ・ご利用者の栄養管理を行います。

###### ⑧機能訓練

- ・ご利用者の機能訓練を行います。

###### ⑨相談援助

- ・ご利用者の相談援助を行います。

⑩その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え整容を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・看護職員による服薬管理を行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

①その他のサービス概要

加算	加算の内容
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員のうち介護福祉士資格を有する介護職員を80%以上配置した場合に加算されます。
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を配置した場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	指定基準による配置を1名以上上回る夜勤職員を配置した場合に加算されます。
療養食加算	医師の食事箋に基づき管理栄養士が療養食の提供を管理する場合に1食ごとに加算されます。
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画以外に緊急に利用された場合、7日間（やむを得ない場合は14日間）を限度として加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症と認定された要介護者の方について加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動、心理症状で緊急に入所が適当と判断した場合、7日を限度として加算されます。
送迎加算	ご自宅と施設との間の送迎を行った場合に片道につき加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要〉

○各サービス共通

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

- ・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合。

②滞在費（居室料）

- ・当施設は、全室個室となっています。

③食事の提供

- ・ご利用者に朝・昼・夕食とおやつを提供します。

④レクリエーション、クラブ活動

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤複写物の交付

- ・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合にも複写物を提供します。

⑥文書の発行

- ・ご利用者は、利用証明書などの文書を申し出た場合、発行します。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費を負担いただく場合もあります。
- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## ⑧理髪・美容

### [理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

### [美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

## ⑨通常の実施地域以外への送迎

- 通常の実施地域以外への送迎も行ないます。

通常の実施地域：長浜市（但し、余呉町菅並・摺墨・中河内地区・西浅井町菅浦地区を除く）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

滋賀銀行 多賀支店 普通預金 320448

名義：社会福祉法人 達真会 理事長 田中正孝

ウ. 金融機関口座からの自動引落し

## (4) 利用の中止、変更

利用予定日の前に、担当の居宅介護支援専門員を通じて頂き、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、利用予定日の前日までに施設に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後5時30分までに申し出がなかった場合	1日の自己実費負担額の30%に利用予定日数分を乗じた額 (1割負担分+滞在費+食費)

サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

## 6. 事故発生時の対応等について

当施設では、施設のサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、施設のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

また、事故発生の防止のための指針を整備し、定期的に職員研修を行ないます。

## 7. 身体拘束廃止について

当施設では、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行うことはいたしません。また、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、事前にご家族様の同意を得ます。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

①保管場所が限られておりますので、日常生活に必要な物だけに限定してください。

②貴重品の持ち込みは原則禁止とします。

## (2) 施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (3) 喫煙

- ①施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

<協力医療機関>

医療機関の名称	長浜赤十字病院
所在地	滋賀県長浜市宮前町 14 番 7 号
診療科	消化器内科・循環器内科・糖尿病・内分泌内科・神経内科・血液内科・呼吸器内科・小児科・精神科・外科・呼吸器外科・形成外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科・救急科・放射線科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・集中治療科

## 9. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、施設の損害賠償額を減じる場合があります。

## 10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦当施設から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）

- ④当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者のご利用者ご自身の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 当施設からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者及びその家族代表者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者及びその家族代表者による、サービス利用料金の支払いが合算して3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者及びその家族等が、故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合  
 ※家族代表者とは、ご利用者と交渉程度が最も密な者を指し、事業者はご利用者の状況を家族代表者に伝えることとします。家族代表者以外の親族などからご利用者についての状況ならび事業者への要望等については、家族代表者を通じ事業者に連絡することとします。そして、ご利用者に滞納が発生した場合、家族代表者が事業者への損失を補うこととします。

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、当施設はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕施設長 谷口 靖幸      生活相談員 田中 智之

8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長浜市役所 長寿推進課	所在地 〒526-0031 滋賀県長浜市八幡東町 632 電話番号 (0749) 65-7789
滋賀県国民健康保険 団体連合会	所在地 〒520-0043 滋賀県大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電話番号 (077) 522-2651
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地 〒525-0072 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138 電話番号 (077) 567-4107

12. 第三者評価の実施状況

実施なし

年 月 日

指定ショートステイサービス、指定介護予防ショートステイサービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム けやきの杜

説明者職名 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人 住所（〒 ー ）

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

（代理人） 住所（〒 ー ）

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

別紙 <<サービス利用料金表(一日あたり)>>

I. サービス料金

介護度	サービス 利用料金①	自己負担割合 1 割の場合		自己負担割合 2 割の場合		自己負担割合 3 割の場合	
		うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)
要支援 1	5,379 円	4,841 円	538 円	4,303 円	1,076 円	3,765 円	1,614 円
要支援 2	6,671 円	6,004 円	667 円	5,337 円	1,334 円	4,670 円	2,001 円
要介護 1	7,159 円	6,443 円	716 円	5,727 円	1,432 円	5,011 円	2,148 円
要介護 2	7,851 円	7,066 円	785 円	6,280 円	1,571 円	5,495 円	2,356 円
要介護 3	8,613 円	7,752 円	861 円	6,891 円	1,722 円	6,029 円	2,584 円
要介護 4	9,336 円	8,402 円	934 円	7,468 円	1,868 円	6,535 円	2,801 円
要介護 5	10,037 円	9,034 円	1,003 円	8,030 円	2,007 円	7,026 円	3,011 円

II. その他のサービス料金

加算	サービス 利用料金①	自己負担割合 1 割の場合		自己負担割合 2 割の場合		自己負担割合 3 割の場合	
		うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)	うち、介護保 険から給付さ れる金額②	サービス利用 に係る自己負 担額 (①-②)
サービス提供 体制強化 加算 I	223 円	200 円	23 円	178 円	45 円	156 円	67 円
看護体制 加算 I	40 円	36 円	4 円	32 円	8 円	28 円	12 円
夜勤職員配置 加算	183 円	164 円	19 円	146 円	37 円	128 円	55 円
療養食加算	81 円	72 円	9 円	64 円	17 円	56 円	25 円
緊急短期入所 受入加算	915 円	823 円	92 円	732 円	183 円	640 円	275 円
若年性認知症 入所者受入 加算	1,220 円	1,098 円	122 円	976 円	244 円	854 円	366 円
認知症行動・ 心理症状 緊急対応加算	2,034 円	1,830 円	204 円	1,627 円	407 円	1,423 円	611 円
送迎加算	1,871 円	1,683 円	188 円	1,496 円	375 円	1,309 円	562 円

※夜勤職員配置加算・看護体制加算 I、II につきましては、要支援 1・要支援 2 のご利用者には加算されません。

※上記のサービス提供体制強化加算 I・看護体制加算 I、II・夜勤職員配置加算以外の加算については必要に応じて加算することとなります。

Ⅲ. 介護職員処遇改善加算（2024年5月31日まで加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 8.3%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 8.3%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 8.3%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

Ⅳ. 介護職員等特定処遇改善加算（2024年5月31日まで加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 2.7%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 2.7%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 2.7%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

Ⅴ. 介護職員等ベースアップ支援加算（2024年5月31日まで加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 1.6%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 1.6%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 1.6%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

Ⅵ. 介護職員等処遇改善加算（2024年6月1日以降に加算されます。）

加算	サービス利用料金①	うち、介護保険から 給付される金額②	サービス利用に係る 自己負担額（①－②）
自己負担割合 1割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 14%…（A）	左記（A）の金額の90%	左記（A）の金額の10%
自己負担割合 2割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 14%…（A）	左記（A）の金額の80%	左記（A）の金額の20%
自己負担割合 3割の場合	上記Ⅰ・Ⅱのサービス利用料 金合計の 14%…（A）	左記（A）の金額の70%	左記（A）の金額の30%

Ⅶ. 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

サービスの内容	利用料金
①食費（材料費、調理費を含む） ※	朝食 323 円 昼食 692 円 間食 93 円 夕食 692 円
②特別な食事費	要した費用の実費
③居室料 ※	1日につき 3,100円
④理髪・美容費	要した費用の実費
⑤レクリエーション・クラブ活動費	内容によっては、材料費等の実費を頂く場合もあります。
⑥複写物の交付費	1枚につき 10円
⑦文書料	1通につき 300円
⑧日常生活上必要となる諸費用	負担を頂くことが適当である物に係る実費を頂く場合もあります。
⑨通常の実施地域以外への送迎費 （通常の実施地域を超えた地点からです）	0～3km未満 600円 3km以上 1km毎に 200円
※ ①及び③につきましては、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、 介護保険負担限度額認定証に記載されている金額をご負担頂きます。	

Ⅷ. お支払金額

- 2024年4月1日から2024年5月31日までのお支払金額  
上記 I + II + III + IV + Vのサービス利用に係る自己負担額 + VII

- 2024年6月1日以降のお支払金額  
上記 I + II + VIのサービス利用に係る自己負担額 + VII

※ ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。